

岩手県告示第163号

平成22年1月26日付け岩手県報第10932号登載保安林の指定施業要件の変更予定（平成22年岩手県告示第73号）の内容について、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の2第1項の規定により通知する場合において、その相手方の所在が不明のため通知することができないので、次のとおり告示する。

平成22年2月26日

岩手県知事 達 増 拓 也

1 指定施業要件を変更する予定の森林に係る通知の要旨

- (1) 指定施業要件を変更する森林の所在場所 下閉伊郡岩泉町門字雷峠41の19、字西雷峠44の15、字国見212の411、212の456
- (2) 所在が不明である通知の相手方 菅原スケ、角田ユミ、立花光律

2 通知の内容を掲示した場所 岩泉町役場